

通達甲地第55号

平成19年8月20日

本部内各部課（所、隊）長

警 察 学 校 長 殿

各 警 察 署 長

茨城県警察本部長

交番・駐在所広報紙活動推進要領の制定について

交番・駐在所広報紙活動については、派出所・駐在所広報紙活動推進要領の制定について（平成元年1月13日付け通達甲外第2号。以下「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、このたび、組織改正等により別添のとおり「交番・駐在所広報紙活動推進要領」を制定し、平成19年8月20日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、旧通達は、平成19年8月19日限り、廃止する。

別添

交番・駐在所広報紙活動推進要領

第1 制定の趣旨

近年の社会の変化は、都市部を中心に地域における住民の連帯感の希薄化等に拍車をかけており、これに伴い地域社会の自律的問題解決機能、相互扶助機能等の低下を招来しつつある現状にかんがみ、地域警察としては、地域に根ざした活動を推進することにより、地域住民との触れ合いを更に深めていく必要がある。

地域住民に密着した活動を展開するうえで、交番・駐在所広報紙（以下「広報紙」という。）は、極めて有効な手段であり、加えて広報紙の発行のための掲載素材の収集等の過程において、地域警察官が社会の変化及び地域住民の警察に対するニーズは何かを考え、把握し、的確な地域警察活動に寄与するという効果も期待できることから、広報紙活動の一層の推進を図ろうとするものである。

第2 広報紙活動の在り方

1 全所管区における広報紙の発行

広報紙をすべての交番（署所在地、幹部派出所を含む。以下同じ。）及び駐在所において所管区毎に年4回以上、計画的に発行するものとする。

また、警察署地域課（係）、無線自動車係等においても、必要により発行するよう努めるものとする。

2 広報紙活動の効果的な推進要領

(1) 素材の収集

交番及び駐在所の勤務員は、地域諸活動を通じて地域における事件、事故等の発生の実態のほか、住民の意見、要望等地域性を生かし、かつ、広報するタイミングにも配慮した広報紙の素材の収集に努めるものとする。

(2) 広報紙の内容

広報紙の内容は、一般的、抽象的な内容に終始することなく

- 所管区内で発生した事件事故
- 住民が犯罪や交通事故防止等に協力した事例
- 地域の実情に合った事件事故の具体的防止策
- 住民の意見、要望に対する措置結果

等、地域住民に親しみを持って読まれる内容となるよう努めるものとする。

(3) 配布方法

配布方法については、所管区の実情や配布する広報紙の内容等により

- 各戸に配布する方法
- 回覧する方法
- 公共施設等へ備え付ける方法

等で最も効果的な方法により行うものとする。

(4) 地域住民の意見を反映させる配慮

広報紙活動に対する地域住民の意見、要望等については、これを踏まえ、その内容、配布方法等広報紙活動全般に反映させ、かつ、住民参加の広報紙づくりに努めるものとする。

第3 広報紙活動推進のための条件整備

1 地域幹部による広報紙活動の実態掌握

警察署の地域課長（以下「地域課長」という。）は、広報紙活動による効果的事例、発行状況等について実態を掌握するとともに、未発行所管区、低調な所管区等について発行不振の要因を具体的に把握分析し、継続的かつきめ細かい指導教養を実施して個々の要因の解消に努めるものとする。

2 広報紙作成者の技術向上方策の推進

地域課長は、広報担当部門等と連携の上、警察署の広報重点、管内の行事、催物、事件事故の発生傾向等広報内容について検討し、翌月の編集方針について指導するものとする。

3 勤務体制等の整備

(1) 作成時間の確保

地域課長は、作成者に過度の負担を強いることとならないよう、日勤日の運用、必要な限度での勤務変更等による広報紙作成のための時間の確保について配慮するものとする。

(2) 勤務員相互の連携

交番又は複数制の駐在所にあつては、特定の勤務員のみ負担を強いることのないよう作成者を輪番制にすることや、素材の収集構成、執筆等について分担制にするなどにより勤務員相互の連携による広報紙活動の推進に配慮するものとする。

第4 広報紙発行の管理

1 事前の点検

地域課長は、広報紙の作成、発行を担当者のみに任せることなく作成者の創意工夫に配慮しながら、記述は妥当か、内容が地域実態に即し、かつ、タイミングのよいものになっているか、誤字、脱字等はないかなどについて、原議作成の段階で点検を行い、修正等の指導を行うものとする。

2 適正な評価と賞揚の推進

長期にわたる継続的発行、広報紙活動による効果的事例、広報紙の作成、活動に当たっての創意工夫等、広報紙活動全般に対する適正な評価に努めるとともに、警察署主催の広報紙コンクールを実施するなどして賞揚するものとする。

第5 報告

広報紙活動の推進についての報告は広報紙発行結果報告書（様式第1号）により翌月7日までに、好事例についての報告は広報紙活動による好事例報告書（様式第2号）によりその都度、それぞれ、広報紙を添えて、地域部地域課長を経て警察本部長に報告するものとする。

※ 様式については省略